

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前							改 正 後						
(前 略)							附 則 1 この規程は、令和3年2月1日から施行する。 2 改正後の別表第3の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている大学院人間・環境学研究科の講師の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。						
別表第1・2 (略)							別表第1・2 (同 左)						
別表第3							別表第3						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)							(同 左)						
大学院人間・環境学研究科	大学院人間・環境学研究科	人間・環境学研究科若手重点プロジェクト	講師	5年3月 ただし、平成32年1月2日から平成37年3月31日までに任用される場合の任期は、平成37年3月31日までとする。	否		(同 左)	(同 左)	(同 左)	6年	(同 左)	(同 左)	
(略)							(同 左)						
別紙様式 (略)							別紙様式 (同 左)						